

市契約約款の改正について

近年の災害の激甚化・頻発化や、不適切な盛土等による土砂災害リスクの増加を背景に、危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先の明確化が求められていること等を踏まえ、また、公共工事における更なる暴力団排除の徹底のため、「公共工事標準請負契約約款」が改正された。当市の契約約款についても、最新版に準拠した形で改正を行なった。主な改正内容は、下記に示す通りである。

【主な改正内容】

1-1. 建設発生土の搬出先について（契約書及び特記仕様書）

危険な盛土等の発生を防止するためには、工事現場から発生する土の搬出先を明確化すること、特に公共工事においては、発注者が工事の発注段階で搬出先を指定する「指定利用等」を行うことが重要であることに鑑み、契約書に、「工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合、搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることとした。

（工事）

1-2. 発注者が催告によらず契約を解除することのできる要件の拡大について（契約約款）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

（工事・コンサル・物品）

【施行日について】

改正後の約款は、令和4年11月1日以降に締結する契約案件より適用する。